

専門家派遣事業の問題点と改善に向けての対策

別図

専門家の派遣が、受入先の機関やあるいは該当分野・セクターにとり、十分に効果を上げていない(相手側の重要な問題が解決されない、重要な課題が実現されない)場合がある。

中心的な問題

中心的問題の原因		これまでに JICA がとった対策	評価結果 (さらなる対策導入の必要性大の場合は、 必要性小の場合は○とする。)	
専門家と相手のニーズの不一致(専門分野のずれ、求められる知識の水準と専門家のそれとの乖離)				
1	B1 フォームの内容自体が、 専門家候補者の適否を審査 するには不十分である。	B1 フォームの作成において、職 歴・資格・キャリアをより詳細に 記入することを実施している。	B1 フォームの内容には特に問題 ないと思われるため、左記の対策 の徹底でよい。	○
2	B1 フォームの受入機関への 到着が専門家の赴任に近す ぎ、相手側が事実上専門家の 適否を審査できない。		B1 フォームの早期提出を徹底さ せることが重要である。	○
3	A1 フォームに書かれている 業務内容が明確ではなく、情 報量が不十分である。	A1 フォームの変更はほとんどし ないが、要望調査票等からより精 密な業務内容(TOR)を作成してい る(地域部)。	A1 フォーム自体の改訂が必要で あると思われる。	
4	同一省庁からの専門家の派 遣が恒常化し、必ずしも相手 側のニーズに十分対応でき ていないケースもある。	公募制を導入し、また評価の強化 を実施。	「さらなる公募制の充実」「専門 家の派遣が恒常化しているケー スに対する評価のさらなる強化」 などが必要であると思われる。	○
専門家派遣事業の不明確な目標・不十分な評価体制				
5	専門家派遣事業の目標管理 が制度化されていない。	- モニタリング(調査団派遣時およ び専門家巡回指導)、業務支援の強 化。 - 報告書の頻度、形式等改善案検討 中。	上記の評価システムにおいて、し っかりとした目標管理を実施す る必要がある。	
6	C/P も参加した形での専門 家派遣事業のモニタリン グ・システムがない。	再活用適正度調査の導入。社会性 (適応力)、専門性(技術力)、コミュ ケーション能力などの専門家適格性を 評価。	相手側と共同で実施する本格的 な評価システムの導入が必要で ある。	
日本側・受入側の準備不足				
7	以下のような点で日本側で の専門家の派遣準備や専門 家への支援が十分になされ ていない。 ・プロジェクトに関わる専門 家のプロセスマネジメン ト手法の知識が不十分で ある ・再派遣者の場合も初めて派 遣される場合と同様の派 遣前研修を受けている ・機材・備品の調達が難しい、 時間がかかる	- 機材調達の迅速化に向け、専門家が 日本国際協力システム(以下 「JICS」)*(機材調達班)と直接 作業できるようになった。現地調 達も推奨している。 - 業務費、機材費を専門家の実績を 考慮した活動計画に応じて現地 事務所から直接支給するようにし た。 - 専門家の総合的な運営能力強化の ために、リーダーや業務調整員候 補者に対するプロセスマネジメン ト手法の研修を導入。 - 再派遣者に適した研修プログラム を導入。	左記の改善策でかなり効果があ るとと思われる。これにいわゆるプ ロセスマネジメントの手法の研 修や研修自体の徹底した事後評 価を行なうとなおよい。	○
8	専門家赴任時に C/P や執務 室が確定していないなど受 入機関側での十分な受入体 制が整っていないケースが ある。	専門家の着任前に、受入体制の準 備状況の確認を在外事務所が行な うようにしている。	聞き取り調査では、JICA 事務所 の対応には未だ不十分なケー スがあると思われる。	○
専門家の語学力・適応力不足				
9	現行の派遣条件を与件とし た場合に、需要に対する十分 な人材の供給がない。	- 技術支援システムの構築 (H13 年 度予定) - 専門性の高いレベルの人材を確保 するため、既存のものとは別枠の 「特別技術手当」を導入。	優れた人材の供給体制は未だ不 十分であると思われる。	
10	専門家の選考プロセスに改 善の余地がある。	- 業務内容(TOR)の精緻化 - 語学基準等資格要件の明確化 - 派遣時期の明示及び推薦回答期限 の徹底	専門家の選考基準を現在 JICA 派 遣支援部の活用しているもので 徹底する必要がある。	

改善策(は中長期的導入策、その他は短期的導入策。 は重要対策。)

「国別援助計画」や「国別事業実施計画」に沿った形での専門家派遣の推進：ODA 全体の効率化のために、専門家派遣事業を個別に検討するのではなく、いわゆる「プログラム・アプローチ」に基づき重要な開発課題の実現に向けて他の事業と一体化して検討する必要がある。現在具体的には、外務省作成の「国別援助計画」及び JICA 作成の「国別事業実施計画」に沿った専門家派遣を行なう形で進められているが、こうした姿勢を徹底する必要がある。

受入機関の専門家に対するニーズの明確化	1. 既存の A1 フォーム(専門家派遣要請書)に記載されていないが必要と思われる項目に関する専門家受入機関による情報提供を徹底させる
	2. B1 フォーム(派遣専門家経歴書)の全ての項目への記入を徹底させ、かつ早期に受入機関に提示する
	3. 複数候補者制度(受入機関に複数の専門家候補者を提示する)を検討する
	4. 専門家派遣に必要な全ての費用のうちごく一部分を専門家受入機関にも負担させる制度を導入する
	5. A1 フォームの内容を先方のニーズが明確になるよう充実させる
	6. 派遣専門家評価委員会(仮称)による評価体制を導入する

目標・評価の明確化・適正化	7. 専門家派遣事業の目標を明確化する
	8. 事前・中間・終了時の3時点で専門家事業評価を実施し、作業を日本側だけでなく相手方と共同で行なう
	9. 専門家事業評価と区別した形で専門家自身の評価を実施する
	10. 派遣専門家評価委員会(仮称)による評価体制を導入する (6と同じ)

派遣専門家の充実に備	11. 専門家の事務所や執務のための機材の状態など受入体制の確認を JICA 在外事務所がより徹底して行なう
	12. 派遣前研修の評価をしっかりと行ない研修内容をさらに充実する

語学力や専門性などの総合的に質の高い専門家の確保	13. 複数候補者制度(受入機関に複数の専門家候補者を提示する)を検討する(3.と同じ)
	14. 専門家選定における審査項目と審査方法を省庁派遣の場合も JICA が行なっているレベルに合わせる
	15. 専門家の選定において、同一案件に対して省庁推薦の候補者と JICA 推薦の候補者の両者を比較検討できるようにする
	16. 公募・登録制度の積極活用(人数を増やす)
	17. 専門家の供給源を多様化する(外国人や現地専門家の活用・国内援助人材の育成)
	18. 短期専門家(技術費付)の積極活用(人数を増やす)
	19. 高い能力を有する専門家に対する優遇制度(手当の改善など)の導入
	20. 専門家の報酬を減り張りのきいたものにする(職務の困難度や人材需給を反映した木目細かな報酬制度にする)

*文化無償協力、一般無償協力、食料増産援助の入札公示、ノンプロジェクト無償協力の一般調達公示等を実施する公益法人。(主に、プロ技での機材調達を実施している。)